

## 情報公開制度の見直しに係る第8回千葉県情報公開審査会会議録

1 日 時 平成16年5月28日(金)午前10時00分から午後0時15分まで

2 場 所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

3 出席者

(1) 審査会委員

大田委員長、瀧上委員、佐野委員、福武委員、横山委員

(2) 県

永妻政策法務課課長、和田室長(情報公開・個人情報センター)、その他事務局職員

4 議題

(1) 諮問事項に対する討議

5 会議の概要

議長は千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、大田委員長が務めた。

会議録署名人に瀧上委員を指名した。

県民からの意見について

大田議長 県民の方からの意見については、前回の審査会以降に届いたものはあるか。

和田室長 申入書として1件寄せられたものを本日配布してある。

諮問事項に関する討議について

大田議長 事務局で答申骨子案を用意してあるということなので、説明願いたい。

配布資料「答申骨子案(たたき台)」により事務局から報告した。

大田議長 気付いた点があったら、順や場所を問わず御発言いただきたい。

【意見等要旨】

福武委員 スケジュールについてお伺いしたい。

大田議長       この後、案を確定して、インターネットで御意見を伺う。県民の声を踏まえて素案にし、それを次回お諮りする予定である。

福武委員       3頁(2)の文章だが、なお以下が問題だと思う。読んで意味がよく分からない。「個人情報に関する判例等の動向を踏まえて、プライバシー保護の観点から運用を行っていくべきである」という書き方だと、「プライバシー保護の観点から」が、いわゆるプライバシー保護型の規定の観点から、という意味に読めるのかどうかはこれだけでは分からない。最高裁判例は、条例で個人識別型の規定をしてあっても、個人識別だからといってすべて非公開にするのはおかしい、プライバシーを保護するかどうかという観点から保護に値する情報、値しない情報を分けて、保護に値しない情報は原則に戻って公開すべきである、というのが趣旨だと思う。そうすると、プライバシー保護型の規定とどこが違うのかというのが問題となる。ところがこの文章の書き方だと、原則が公開で、個人識別型が非公開に対して、どのような位置にあるのかははっきりしない。個人情報に関する判例等の動向を踏まえプライバシーを保護すべき情報については非開示とするものの、原則に戻るような運用を行っていくべきである、という形にすべきではないか。説明の もそういう意味では同じである。

瀧上委員       今、福武委員が言われた最高裁の判例は兵庫県の例を言われたのだと思うが、個人情報保護の本人開示の制度化問題と絡んでいる。最高裁では、個人情報保護条例がない場合に個人の本人開示をどのように扱うか、ということからの判断があったと私は推測している。国の情報公開法とその考え方を踏まえて作られた千葉県の今の情報公開条例は個人情報について個人識別型を採っている。情報公開法を作った時の本人開示の基本的な考え方は、個人情報保護の法体系の方で措置すべき問題ということで、プライバシー型は採用しないことをはっきりさせている。だから、千葉県の情報公開条例の考え方は基本的に個人識別型である。国で行政機関個人情報保護法ができ、千葉県でも個人情報保護条例の見直しが検討される中で、個人識別型かプライバシー型かという議論の大きな論点である本人開示の問題はそちらで整理をすべき、と私は考えている。

従って、この「プライバシー保護の観点から～」の意味は、必要以上に不開示の範囲が広がらないようにという、その歯止めとしての意味と理解している。

福武委員       「プライバシー保護の観点から～」の部分が分かりづらい文章になっ

ていると思う。プライバシーを保護するのは重要だから、その情報が不開示になるというのは良いが、プライバシーに直接関わらないものについて開示していくことが文章として読み取れない。そこは文章の問題だと思うが、検討した方が良いのではないか。

佐野委員 両者の御意見は、結局言葉の問題で、言われる趣旨は同じと理解した。この「観点から」というのが曖昧で、個人識別型を採ると言いながら「プライバシー保護の観点～」となると、これはどういうことなのか、という疑問が出るだろう。趣旨としては、プライバシー保護に留意しつつ運用していくべきだ、ということだと思うので、その辺りの言葉を変えれば大きな問題ではないと理解している。

横山委員 この2行をわかり易く変えれば、今、福武委員が言われたことが反映できると思うので、佐野委員が言われた「留意しつつ」というような言葉をどこかに入れていくのが良いと思う。

大田議長 福武委員、今のような表現で整理すれば良いか。

福武委員 原則公開というのが全体としてあるから、プライバシー保護に留意しながら運用するでも意味は通じると思う。「観点から」よりは良い。

瀧上委員 私も「留意しつつ」という趣旨なので、そういうことで良いと思う。より明確にするのであれば、不必要に不開示の範囲が広がらないように、という限定を付けてプライバシーに留意しつつ、ということであればその辺りははっきりすると思う。本文に入れるのか、説明に入れるのか、というのはあるが。

大田議長 本人開示は法体系の中で整理する、原則公開を踏まえる、というのは共通認識だから、表現はそういう整理をすることでよろしいか。今の文については も同じようになっているが、両方共そういうことでよろしいか。

佐野委員 4頁の(3)の「見直すべき」についてだが、具体的な提言を入れたらどうかと思う。ただ「見直すべき」では言いつ放しと思ったので。

福武委員 13頁の(5)とほとんど同じ内容だと思う。適用範囲の見直し、というのは過去に遡って適用すべきという方向だと思う。4頁が施行日以前の行政文書にも適用が及ぶよう見直すべきという意味だとすると、後ろの方との整合性は良いと思う。

佐野委員 現に、遡って適用という議論が出ていたはずである。であれば、それを素直に正面から入れたらどうかという趣旨で申し上げている。

瀧上委員 この条例について対象になることが13頁で読めるなら、ここであえ

て書かなくても良いのではないかと思う。

佐野委員 書くのならもう少し具体的に書いた方がいいし、書かないのなら書かない。中途半端な感じである。

大田議長 事務局はその辺りを整理する時に何かあったか。

和田室長 条例の適用については、13頁の(5)で遡りについて触れるということなので、4頁では簡単に触れる程度と考えた。4頁で触れることについて特に問題があるという意識はなかったと思う。

大田議長 簡単にして却って分かりにくくなっては困るので、皆さんの意見をまとめると、4頁のは削除して13頁の中で読むということだと思う。

福武委員 細かいところだが4頁の、これは説明で終わっている。多くなることにも留意すべきである、そういう格好ではないか。

大田議長 事務局が整理しやすいようにもう一度。

福武委員 多くなっていることにも留意すべきである。

佐野委員 「多くなっている。」というのは事実をそのまま述べただけで、だから何だということになる。

和田室長 を「多くなっていることに留意すべきである」とした場合に、つなぎの言葉として「なお、」をどうするか。これを書いたときは、一体化すべきである、内容として後退しないようにすべきである、ということがあり、ここは注意的に「なお、」と書いた意識があった。「留意すべきである。」とした場合、接続の言葉は少し変えた方が良いか。

大田議長 が消えることもあり、その辺のつながりはあるかもしれない。では、趣旨はそういうことで、接続詞についてはもう一度整理し直しということではどうか。他に。

福武委員 (4)本文の最後2行は、「義務付け等の手続」と書いてあるが、そもそも、それをやるべきかどうかの問題になっていたと思う。5頁の方方は「その必要性～」という形である。本文は「情報公開オンブズマンへの事前協議の義務付け等については、その必要性も含めて慎重に検討すべきである。」とした方が良いのではないかと思った。

大田議長 今の御提案はどうか。では を踏まえて、この表現を変えることでお願いします。

瀧上委員 5頁の上の だが、審査会の資料では1年半で10件くらい存否応答拒否の適用例があるという説明であった。法人情報2件を除き、基本的には特定個人を名指しで開示請求したという例で、その存否自体が条例の不開示事項に該当してしまう、個人識別情報または企業秘密等、法人

の不利益情報を開示してしまう、という例であった。千葉県の場合はないが、警察などでは存在を明らかにしただけで捜査に支障が出てしまう。そういう一般的な存否応答拒否の例が考えられるが、国の場合は、答申の1割くらいが存否応答拒否である。これが多いかどうかを明確に判断するのは困難ではないか。実態として何件あり、どういう理由だという事実を書いておくだけで良いのではないか。この文章は、困難であると言いながら在り方を議論している。困難なのに何でこれを見直す必要があるのか、という話になる。

また、存否応答拒否は、情報の存在そのものを明らかにすることで不開示情報に該当する場合がありますので、このような規定が入っているのである。不開示情報というのは必要最小限のものとして合理的に決定できる。開示の利益と不開示にする利益を比較衡量した上で不開示と決定しているわけだから、不開示情報の中で特定のものだけを抜き出し、存否応答拒否に該当する不開示情報を限定するというのは、不開示事項を設定した考え方としてはおかしいと今でも思っている。

- 大田議長           そうすると、これをどう改めるかという点についてはどうか。
- 瀧上委員           当審査会または当県において存否応答拒否は今までの実績で何件、全体の何パーセントくらい、という事実を示しておけば良いのではないか。
- 佐野委員           本県の適用例というところの審査会という意味か。千葉県の各市町村や千葉市にも審査会はあるわけで、本県というのはどこまで含むのか。
- 瀧上委員           まあ、千葉県庁である。それしかないわけだから。
- 佐野委員           であれば、これは千葉県庁とか、まあ字句の問題だが、瀧上委員が言われるように事実を事実として記載するだけなら、意味はあると思う。
- 大田議長           今の話だが、県内全体は把握していないか。
- 和田室長           県以外ということであれば、把握していない。
- 大田議長           客観的事実だけ述べるという話だが、そういう整理でよろしいか。県全体でないなら、当審査会か千葉県庁などの文章で、客観的事実を記載するという事で整理をさせていただく。
- 横山委員           先ほどスケジュールを確認したが、ここで決まったものをホームページ上に載せて意見を求めるのなら、今日ここで、最終的にでも確認したほうが良いと思う。一個ごとか全部後に確認するのはともかく、最後まで確認させていただきたいと思う。
- 大田議長           とりあえず、今、どこを直すかを御確認いただき、文章等については事務局に整理をさせて、実際に出す前に皆様方に御確認をさせていただ

こうと思っている。他のところでいかがか。

7 頁(7)のなお書きについて、実施機関だけなのか、両当事者とすべきではないか、という意見もあったがどうか。

瀧上委員 今の千葉県の現状は実施機関と開示請求者の信頼関係の問題がある。県政運営の重要な手段としての情報公開の機能から言えば、両当事者で制度を発展、定着させてもらいたい。それが今の状態を改善する一番重要な点ではないかという気がするので、当事者間、ということで申し上げた。これを、実施機関の、としたのはどういうことか教えていただきたい。

和田室長 今まで、情報公開オンブズマンの設置について、どういう権能を載せるかという議論と共に、第三者機関を関与させるべきであるか、という点が大きく議論されていたと思う。その中では実施機関が責任を持って開示請求に対応すべきである、というのが原則で、安易に第三者機関に解決を委ねるべきではない。そういう文脈から実施機関が責任を持って解決をする、という表現をさせていただいた。

佐野委員 事務局の説明は理解できる。第三者機関を設置する必要性はあるだろうということは本文の方で出ている。だから、設置するにしてもそちらに丸投げをしないで、まず、第一義的に実施機関で処理しなさいという趣旨、そう言いたい訳だと思う。ただ、意味としては分かるが「責任」という言葉が用語として適当かという問題があって、その辺を検討されたら、今の事務局の説明はすんなり頭に入ってくる。「責任」と言うと、では責任を果たさなかった時どうなるのか、ということに通じるので、その辺の言葉の問題ではないかと感じる。

福武委員 確かに「実施機関の責任」というと100パーセント実施機関という形に読める。それは違うのではないかと思うので、第一義的に、あるいは、主として、実施機関の努力によって解決すべきである、という形になるのではないかと思う。責任というと、法的責任かどういう責任かというややこしい話になるように思える。責任という言葉は避けた方が良いのではないかと思う。

瀧上委員 責任ということであれば両当事者かなと思うが、実施機関と開示請求者との問題は、実際に請求を受けた実施機関がそれをどう扱うかを決めるに当たり第三者の助けを借りるということだろうから、第一義的に実施機関の努力ということで「責任」を直せば、どちらに責任があるのかという議論ではないので、そういう表現で良いと思う。全国的に見ても、

開示請求という行政手続において、こういう調停機能を有する第三者的なものが行政機関と申請者との間に入るというのは、非常に異例なことである。通常の行政手続、行政手続法ではまったく予定していない話である。行政手続法、条例では、県民から請求があれば、受理する、しないの判断はなくて、それは受理しなくてはならない。請求に不適法な面があれば補正命令をするか、請求内容を認めるか、不適法として却下するかを選択しかない。そこに第三者が介入すると、公正透明な手続の中に一種の行政指導が間に入る形になる。それは行政機関と県民との関係では異例であって、行政手続法、条例上どう考えるべきかきちんと整理すべきだ、というのは前回も申し上げた。また、今の状態が未来永劫続くとも考えるのもどうかと思う。作ること自体に問題があると思うが、仮にもしこういうものを作る場合も、今の千葉県の状態がなければこんな機関は要らないわけである。各県と同じように実施機関と請求者の問題として処理すれば良いのだから、仮に置くとしても現状の問題が解決するまでの間、時限的な期間であろう。解決目標を設定するとすれば、そういうことが可能かどうかの問題もあるが。法律上どういう機能を果たすのか疑問なものを、情報公開制度の中に補助的な機関として設置することには疑問がある。仮に設定するとしても暫定的、現在の千葉県のこの状態が改善するまでの間、例えば3年、5年の時限などある一定の期限が必要かと思う。

大田議長　　今、二つのことがあった。最初の方は確かに責任と書いてしまうと、実施機関だけではないということになるので、責任という文字は取ったほうが良いかもしれない。第一義的には実施機関において、という形で整理をすると文章が通りやすいので、ここはそう整理させていただく。また、時限的という話が出たが、これについてはいかがか。

福武委員　　情報公開推進会議を作りますね。その中で具体的に部会にするとか、どういう形にするかを検討すべきで、その中で暫定的に必要なかどうかを決めていけば良いだろうと思う。

大田議長　　ここでは、その中の一部という形で整理をしている。

佐野委員　　冒頭で「円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために」と目的を入れているわけだから、瀧上委員の言われるように、未来永劫続くわけではなく、当然時限立法的にやるのだろうな、ということが出てくるので、入れても問題はないだろう。福武委員が言われるように推進会議で決めてもらっても良いし、いずれにしても、時限立法的になると

思う。そういう提言をしても特に問題にはならないと思う。

瀧上委員　この機関の目的は現状改善であり、通常の情報公開制度に不可欠の仕組みとして設置する趣旨ではないと理解できるので、本当は改善のメドがあると良いが、難しいと思うので、時限的な趣旨が読めれば、あえて期限までは明記しなくても良いと思う。

大田議長　そういうことで良いか。いつまでというのは難しいところがあるので、あえてここでは文章としては入れない。

佐野委員　今、議論したことを説明の中に入れればどうか。時限立法的になるのは共通理解なので、明確にするために説明の中に一文を加えたらどうか。

瀧上委員　異例の措置ということと、行政手続法上の問題がある、ということをクリックしないと、これを設置するのは難しいと思う。

大田議長　事務局は整理できますか。

瀧上委員　行政手続法の話は説明の所に何も入っていないようである。行政手続における開示請求者と実施機関との間に第三者が関与することについて、行政手続法上の問題点についても、設置の前提として検討の必要がある、と説明の中に入れてたらどうか。

福武委員　7頁、「別個独立の組織でなく、情報公開推進会議の一部として」という所が、瀧上委員の言われた理由だと思う。ただ、行政の効率性の要請に逆行しないよう、というのが分かりにくい。行政手続法上の問題があると言うかは別として、別個独立の組織ではなく一部にする、とした方が良さだろうと思った。

佐野委員　これは異例な組織、機関なので、やはり行政組織、手続法上の問題があるということは指摘しておくべきだと思う。これをどうするかは推進会議の方に下駄を預けるわけだが、問題点は指摘しておくべきである。

大田議長　では、先ほどの書き方も含めて説明の中に入れさせていただく。文言については整理がついた段階でお示ししたい。

福武委員　6頁の(6)だが、県議会議員について「組織の設置の趣旨から参加を求めるべきではない」の意味がよく分からない。県議会そのものが公開請求の対象になっているというのが理由としては一番大きいと思う。

瀧上委員　だから、あえて書く必要があるのかどうか。

佐野委員　県議会議員と限定して書く以上、組織設置の趣旨からではなく端的に書けばよい。国会議員、市会議員はどうなのかという議論になるので、県議会が公開の対象だからというのがこの趣旨なら、それを文章に入ればよい。これは誤解を招くのではないか。県民は分からないと思う。

消すか、入れるならもう少し具体的に内容を入れる。

瀧上委員 審査会で県議会議員に関する議論をあまりした記憶がない。

大田議長 情報公開推進委員会の議論の中で県会議員の話が出て、それを踏まえての議論と思うが。

和田室長 お配りした討議概要の2枚目をお開きいただきたい。2枚目の6番の委員発言要旨の欄1の3行目。「メンバーからは県会議員を除いたほうがよく」とある。これは情報公開推進委員会からの提言として加える、加えない、の両論の指摘があり、こういう議論がされたと思う。

佐野委員 そうであれば理由を明記する。設置の趣旨では分かりにくいので。

大田議長 では、県会議員については公開の対象になることから、というような文章にして参加を求めるべきではないと。

和田室長 今回の議論はもう一つ論点があると思う。情報公開推進会議は制度のあり方について検討するということだが、結局それがものによっては条例案になる。一方、県議会議員は県議会として県の制度について審議し、条例案についても審議する。そういう意味もあるのかなと思う。

福武委員 推進委員会の方でそういう意見が出たというのは、やはり県会議員の方が入っていたから、というのがあろうと思う。県会議員については条例を出したいのなら、県議会として出せばそれはそれですむだろうと思う。情報公開推進会議という形だと当事者性を疑われる可能性もあるので、それで避けているというのがこの委員会の意見だと思う。理由として、公開の対象だから参加を求めるべきではない、という形でまとめるのが良いと思う。

大田議長 審査会委員の意見のまとめなので、事務局のような考え方があるにしても、これを受けて条例を検討する中で議論していただくということであろう。6頁の部分については、公開の対象となることから参加を求めるべきではない、という程度の書き方で今回は整理させていただきたい。

瀧上委員 審査会は情報公開制度の調査審議をすることが条例上の仕事になっている。それを別の機関を作ってやるということだが、審査会がなぜその仕事をしないのかという説明がない。先に第三者機関ありきという話では、審査会が出す意見としてはどうか。現在、審査会は大量の不服申立てを抱えていて、その処理に集中して一生懸命やらなければいけない。県の情報公開に関する調査権能を有してはいるが、今、その機能を発揮することが困難な状態になっている。従って、こういう第三者機関を作るということがある。あと、今日の千葉県の問題について県民各界、各

層の人がどう考えるか、その検討の場の設置の必要性がある。その二つがあると思う。現状の改革とこの第三者機関を作るのがどういう意味があるのかということと、審査会の現状となぜ対応できないのか、ということの二つをはっきりさせた方が良いのではないか。

大田議長　この審査会は、確かに不服申立てと制度に対しての意見表明、建議することができる立場がある。

瀧上委員　その二つの機能を条例上の仕事にしているが、不服申立ての処理の方があまりにも膨大なので、制度論は別の機関を作ってやってもらおうという話がある。また、情報公開の適正な運営とその充実のために、声を反映するための場があった方が良い。少しそういう実情を書いて、改革の方向として、こういう必要性があるという形で整理してもらった方が良いと思う。それが第三者機関設置の説得力にもなるし、審査会がなぜこちらに集中するのかという説明にもなる。

大田議長　そうすると冒頭に、その辺のところは付け加わると。

福武委員　私は6頁の を変えれば良いと思う。1頁の で当審査会が調査審議の権能を有し、不服申立て案件の審査に携わっているとあるが、メンバーが少ないとか、もっと広くから意見を求めるべきであるとされているので、それを に入れれば良いと思う。

大田議長　では、文章を検討させていただいて、また御覧いただくと思う。

瀧上委員　8頁(8)本文の上2行だが、これは基準がないから適用された事例がないということなのか。単なる事実として禁止規定があるものの適用された実績はない、ということではないのか。適用に当たっての基準の話は今後の話だと思う。本来適用すべきなのに適用しなかったのか、元々量が多かっただけで問題はなかったのか、そこをはっきり審査会として判断するのなら言うが、言わないのであれば、事実は事実として適用された事例はないということであり、これからの提案として基準の話を使う、ということかと思う。基準がなかったから本来権利濫用禁止規定を適用すべきだったが遺憾ながら適用しなかった、と認める判断をすることになる。そこまでこちらも詰めての議論にはなっていないと思う。「適用にあたっての基準がなく」は今後の話に入れるかどうかである。

大田議長　まとめる時はどうだったか。

和田室長　その部分は適用に当たっての基準がないからというのは確かにない。基準を作るべきという議論はあったので、それをつなげる意味での記載である。委員が言われたような意味ではなかったと思う。

- 大田議長           では「適用にあたっての基準がなく」を削除すれば。
- 瀧上委員           削除して、説明のところで は事実として書いてある。ここでは、どのような場合が濫用的請求に該当し、拒否処分を行うかの基準がない。この審査会の中でも神奈川県事例や実際に基準を作っている例の紹介もあったが、いずれにしても、県にとっても請求する県民側にとっても、そういうものが濫用的な請求になるかは、審査基準として明らかにしておく必要はあると思う。
- 大田議長           討議概要から見ると、2 頁の 8 の 3 になる。これを受けて基準を作るべきだという整理をしたようだが、これをそのまま書いたらどうか。
- 瀧上委員           千葉県が一番の問題は大量請求であり、これについて何らかの解決策を示さないと、何のために検討したのかということになる。実績がないことは事実である。基準がないことも事実である。基準を作っている県があることも事実である。大量請求がどういうものかという判例が件数は少ないが積み上がっているのも事実である。適用例がないのが、基準がないのが原因かどうかは別として、基準の明確化が必要だと主張しておく。大量請求に対し実施機関としてきちんと取り組みなさいよ、ということを行う必要があると思う。単に大量だからでは情報公開条例では処理期間延長の問題になる。処理期間延長の問題として対応すべきことと、害意ある請求など判例で言っている要件に該当するものをはっきりさせることを整理して、現状への一つの処方箋として明示しておく必要がある。後半の論点は 8 頁の  の所、私はあまり記憶にないが、これは条例の拒否事由として発動しないで不服申立て期間の延長で対応するという意味なのか。そうすると基準を設けることと矛盾してくる。
- 大田議長           先ほどの適用例がないという  の所だが、基準がないから実施例がなかったということではないが、その「～判断が難しかったことも」と書いてあるので、基準を作るべきであるというふうにも読める。
- 瀧上委員           となお書きはどういう関係になるのか。拒否処分を行う基準に害意ある請求は盛り込まないということなのか。盛り込むべきではないという意見があったということか。
- 和田室長           については討議概要の 2 頁 8 番 6 に相当するものである。基準がどうなるものになるかについては今後の検討だと思う。その基準の中に意見もあった、参考の一つとしてここに記載した。期間延長の話とも関係すると思うが、審査会でそういう意見があったということで、基準作りの留意事項になると思った。

- 瀧上委員        そうすると、意図的か、害意があるかという点については基準を作る時に盛り込むべきではない、という意見ということで、そういう意見も参考にするということが。
- 和田室長        その辺の議論は、仮に推進会議ができて、そこで基準を作るとなった段階で御議論をいただくべきものかなと思っているが。
- 福武委員        基準を作る時はある程度明確にしなければならない。その中に主観としての害意とか、意図的というのを入れると判断が非常に難しい。もし、害意のある、ない、をやると、あの人がやったのだから害意があるのではないか、のような形になりかねない。それはおかしいのではないか。むしろ客観的な効果として、対応ができないような請求であったら拒否ができる、という方が分かりやすい基準ではないか、そういう意味だったと思う。そういう意味では、基準を作るにあたっては、意見も考慮すべきであると、そういった形にしておいた方が良いと思う。
- 大田議長        提言の要旨が8項目もある中でピックアップしたものが適当か、代表的な意見か、という点もあるのかと思う。これは書いておいた方が受け取る方はやり易いのか。
- 永妻課長        審査会の議論には、必ずしもまとまりきっていないものもある。主な意見と思われるものに対し、福武委員が言われたような一つの意見に対してこういう意見もあった、というような形の表記ができればありがたい。できるだけ意見を集約していただくことにこしたことはない。それが的確に捉えられているかどうかは疑問があるかもしれないが、そういう気持ちを持ちながらここに御意見をできるだけ忠実に反映させていただいている。ただ、書きぶりが至らないというのは相当あると思うので、さらに議論を深めていただければありがたい。ただし、必ずしもまとまりきらない部分もあるとは思う。
- 大田議長        インターネットに掲示する時に読んで分かっていただけるかどうか。例えば、「情報公開制度の設計では使いやすさが非常に重要な要素となる」というのなら、基準を作る時に意味は分かりやすいし、理解できる話である。害意については、「害意にこだわれば特定のものはダメとなる危険性がある」と書けばもう少し具体的なイメージが湧くが、これは総論的に書いてある。そこがどうか。
- 佐野委員        その点について意見の対立はあったのか。私はあまりなかったという記憶である。委員の認識については大体統一されていたと思う。これは、意見の対立があったと読めるが、その点、あまり意見の対立はなかった

という記憶だが。

瀧上委員　この基準作りは判例とか各県の基準を参考に具体的な作業はされると思うが、この審査会で報告されたものの中では、意図的とか害意とか、ある一定の部局の仕事が機能麻痺に陥るようなものとかが基準の中に入っているが、あまり基準の中身についての議論をしない中で、基準の中身に一切触れるべきではないと縛るのも、現時点ではどうかと思う。

大田議長　改めて見ると、実質的に対応可能かどうかを問題の本質と捉えるべきであるという所を強調したいというのもある。

横山委員　それならば、基準を作るにあたっては実質的に対応可能かどうかを問題の本質として捉えるべきである、とそれだけで、後は消しても良いのでは。

大田議長　基準を作るにあたっては実質的に対応可能かどうかを問題の本質として捉えるべきである、という形で書けば、曖昧な所は消えてわかり易くなる。では、ここはそういうことで。

佐野委員　9頁の(9)本文の下から二行目だが、私は問題があるとはいえない、とまで言っていないのであって、要するに大量請求と手数料は別に考えてくださいと言っている。手数料を課す、課さないは、受益者負担で負担させるか、させないかという問題である。それは政策的判断だから。問題がないとは言い切っていないと思う。県の方で受益者負担として手数料を課すなら、それで良いのだと言っており、問題があるとは言えないと断言した人はいないと思うので、そこは表現を考えて欲しい。

瀧上委員　今の所「手数料を課すのに理由がないとはいえず」ということをスパッと書いているが、もう少しわかり易く「費用の公平な負担を求めるという観点から手数料を課すことに理由がないとはいえず」ということではないか。理由がないというのは大量請求を抑制するのに理由がないということなのか。手数料の性格上、費用の公平な負担を求めるという観点から手数料を課すことに理由がないとは言えず、ということなのか。これは佐野委員が言われた受益者負担の考え方一般、つまり理由がないとは言えず、という所をわかり易くコメントすれば良いのでは。

大田議長　ここは、費用の公平な負担を求めていくという観点から手数料を課すことに理由がないとはいえず、情報公開制度の性格を考えたとしても、一概に手数料を否定すべきでない、ということだけで良いか。大量請求の問題と手数料は分けて考えるべきであるというぐらいにしておいて。

佐野委員　第一の意見については手数料を導入することで大量請求の抑止効果は

あると言っている。だから単純に公平な負担という、そういう観点だけではないはずなので。それについて、私の意見は導入否定論というか、別に考えるということで、手数料を課すか、課さないかは大量請求とは関係ないということである。受益者負担の観点で政策的に判断していったらよいのでは、と申し上げた。その所、言葉の使い方を事務局の方で検討して欲しい。

大田議長        手数料を否定すべきではないというのと、下の方で分けて考えるべきであるとなっていて、異なる意見とも読めないが。

佐野委員        第一節の意見が「手数料を課すことに理由がないとは言えず」と言うのだから、それは政策的な受益者負担の観点からということより、手数料制の導入は大量請求の抑止的效果があるということを行っているので、入れて否定すべきではない、ということにつながっていくはずである。第二節の方は、それとこれとは別ですよという意味で、抑止的効力があるかないかはさておき、それは別に考えるべきではないですかというのが第二節である。

大田議長        上段は先ほどの費用の公平な負担を求めるという観点から、こののを加えて残す。下段の「現在のように～」以下は消して、政策的判断という趣旨で、整理をするということで良いか。

では、時間も経ったので、今日御議論いただいたところを順に確認していきたい。基本的な考え方と知る権利についてはなかった。3頁本文で「プライバシー保護の観点から」というのを「プライバシー保護に留意しつつ、」という言葉に変える。4頁目 を削除する。これは13頁で読めるということである。 は、「開示される情報が多くなっている」ではなく、「～にも留意すべきである」というような言葉を補うということであったと思う。5頁目の説明 で、「本県の適用例が多いかについては、明確に判断するのは困難である。」について、先ほど1年半に10件あったという話があったが、そういう客観的な事実を記載するということがあったと思う。6頁目の説明 、当審査会の権能を説明した上で、今、大量請求等で審査が多すぎるので第三者機関を置く、推進会議を設置する必要があるというような文章を補う、ということであったと思う。

和田室長        県民の意見を情報公開の運営に反映させる、という点もあったと思う。

大田議長        そういう点も踏まえて で書く。文章については少し時間をいただきたい。 の「組織の設置の趣旨から参加を求めるべきではない」では分かりにくいので「公開の対象になることから参加を求めるべきではない」

というふうに改める。次は7頁本文のなお書きで「実施機関の責任において」という所を「第一義的に、実施機関において解決の努力をすべきであり」というふうに改める。それから、説明に行政手続上の問題点についても検討すべきだという趣旨のことと、時限的に扱うべきである、という表現を加えるということであったと思う。8頁本文の「禁止規定があるものの、適用に当たっての基準がなく」という所の「適用に当たっての基準がなく」を削除して、「適用された事例はない」というふうにする。説明の で「基準の作成に当たっては、実質的に対応可能かどうかを問題の本質として捉えるべきである」というふうに改める。9頁は・の最初の所に「費用の公平な負担を求めるという観点から手数料を課すということに理由がないとは言えず」と最初に言葉を補うことと、大量請求の問題と手数料制とは分けて考えるべきであり、「現在のように」という所は削除する。先ほど政策的判断になるべきだという言葉があったが、そういう趣旨の表現に改める。

今日、御議論いただいたのはそういうところであったかと思う。

佐野委員

4頁本文のなお書きに修正を含めて入れるという議論があったが。それは入れるのか。「なお、情報公開オンブズマン(仮称)の事前協議の義務付け等の手続きは、その必要性を含めて～」、その「必要性を含めて～」を入れるという議論なのか。

大田議長

(4)の一番下で「義務付け等は、その必要性を含めて慎重に検討すべきである」ということで良いか。

まだ、御意見はあるかと思うが、今日の議論は以上にしたいと思う。今日、御議論いただいて、文章がまだ煮詰まっていないところもあるので、これについては、案を作って各委員に御確認をさせていただきたい。お忙しいところ恐縮だが意見をいただきたいと思う。それをできるだけ早く整理し、インターネットに掲載し、県民の皆さんに見ていただいて、次回、答申素案のたたき台を用意し、また御議論いただきたいと思う。

和田室長

本日、2名の委員が御欠席である。本日の議論を踏まえて委員長のご指示の下に案を作成したいと思うが、2名の取り扱いはどうするか。

大田議長

同じように御覧いただいて意見はいただきたいと思う。いろんな意見が仮にあったとしても、時間もないので、最終的に私の方で整理をさせていただき、それを案としてインターネットに掲載する。それで、また意見があると思う。これで確定なら大変だが、まだその段階なので、そういう整理をさせていただきたい。

- 横山委員 そのインターネットでいただいた意見の扱いはどうするのか。素案にするときに、骨子案に対して意見があり、それを受けてこういう素案になったというのが次の会議では示されるということで良いか。それとも意見は参考にするだけ、ということか。
- 瀧上委員 そういうパブリックコメントは採用できるものは採り入れ、採り入れられないものは、できるだけその理由を説明するということだと思う。
- 大田議長 そうしたことだろう。今までにいただいているものは御覧いただき、それを判断に織り込みながら審査しているということなので、今後、どういう形で意見が来るか分からないが、その対応については整理をしておかなければいけないと思う。事務局の方で何かあるか。
- 和田室長 今回、骨子案について委員長から指示をいただいたものをなるべく早くまとめてインターネットに掲載し、県民の方から意見を求めたい。どういう意見が出ているかについては事務局で整理し、各委員には次回の審査会の前に御覧いただく形にしたい。次回の答申素案前に各委員から意見がいただければ、その対応もまとめて整理したいと考えている。
- 福武委員 次回は7月7日だが、パブリックコメントを求めるのはいつまでにするのか。
- 和田室長 事務局の要望だが、今回の骨子案のまとめを来週の前半に出し、それを受けて21日前後までを意見募集の期間にしたいと思う。それを受けて、次の審査会までの約2週間で意見の整理をさせていただく。それができた段階で事前に各委員に御覧いただければと考えている。
- 福武委員 その後。つまり条例案は、いつ。
- 和田室長 それは答申をいただいてからになるので。
- 大田議長 答申についてはまだ日程が決まっていないが8月か9月の冒頭。それを受けて県で条例を審議して、早ければ12月議会に出していかないと。
- 永妻課長 大まかには思っているものはあるが、委員が言われるようなスケジュールで確定しているものはない。審議の経過と事務局のまとめの進行状況によるので、今確定的には申し上げられない。
- 福武委員 条例案に対するパブリックコメントだったらもう少し長くないと、こんなに短くては困ると思ったので。条例案はいつごろできるのか。
- 和田室長 答申を受けた後、県として改めてパブリックコメントを求める場合のそのスケジュールの期間については、先日、福武委員から1ヶ月程度というお話があったと思う。今、確定的には言える状況ではないが、他の条例案のパブリックコメントと比べて極端に短くということは決して考

えていないので、適切な期間を取りたいと思う。

横山委員

条例案だと専門家はきちんと意見をまとめて言っていたらだろうが、県民の意見を求める時には、この段階の方が、言葉が易しくなっているんで意見を求めやすいと思う。6月21日だとインターネットに載せてパブリックコメントを求めるのはなるべく早くしたいので、もちろん直したものは見せていただきたいが、これを直して私たちに意見を求めてしまうと遅れてしまうので、そこは求めずに委員長にお任せしたいと思う。でないとスケジュールが苦しくなると思う。そちらの方なるべく時間を取っていただきたい。私の意見だが。

大田議長

ここまで整理いただいたし、今日も御議論いただいたのでそんなに大幅な修正はないだろう。若干、今日ここで文章を具体的に言えなかったものもあるので、それについて御発言いただいた先生に「こういう趣旨でよろしいですね」という確認をさせていただく程度である。まだ確定したものではないので、そういう形で進めさせていただきたい。次回は7月7日午前10時から。出席についてはよろしくお願ひしたい。

会議録署名人  
(委員長)

会議録署名人